

協定書第5条に規定する資格要件等

1 応募資格

原則は、個人、法人を問わず、誰でも応募可能

2 契約に付す条件

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供してはならない。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供してはならない。
- (3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供してはならない。
- (4) 売買物件又は契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡する場合には、(1)(2)(3)の用途に供することを禁止することを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、(1)(2)(3)の定めに反する使用をさせてはならない。
- (5) (4)の第三者が売買物件又は契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、(1)(2)(3)(4)の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。
- (6) 売買物件又は契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、(1)(2)(3)の定めに反する使用をさせてはならない。
- (7) (6)の第三者が売買物件又は契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、(1)(2)(3)(6)の内容を遵守させなければならない。